

奥州市公式マスコットキャラクター着ぐるみ貸出要領

令和8年10月7日部長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、奥州市公式マスコットキャラクター「おうしゅうたろう」（以下「キャラクター」という。）の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(貸出対象)

第2条 貸出しの対象は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市が主催、共催又は後援する事業において使用するとき。
- (2) 市が業務委託する事業において当該事業の受託者が使用するとき。
- (3) 市が補助金を交付する団体等が当該補助金の交付対象となる事業において使用するとき。
- (4) その他公益上の観点から市長が適当と認めるとき。

(借用申請)

第3条 着ぐるみの借用を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、奥州市公式マスコットキャラクター着ぐるみ借用申請書（様式第1号）又はLogoフォームでの申請を、借用希望日の14日前（閉庁日を除く。）までに行い、市長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、申請及び許可の手続を要しない。

- (1) 市の行政機関（行政委員会等の事務局等を含む。）が使用するとき。
- (2) 市立小・中学校が教育目的で使用するとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

(借用許可)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの借用を許可するものとする。

- (1) キャラクターのイメージにそぐわない乱暴な振る舞いや市の施策の誤解を招くおそれがあると認められるとき。
- (2) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれがあると認められたとき。
- (3) 法令及び公序良俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (4) 特定の個人、企業等の広告・宣伝目的による利用のおそれがあると認められるとき。
- (5) 市及びキャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められるとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、市長が不適當であると認めるとき。

2 市長は、前項の規定に基づき借用許可した場合は奥州市公式マスコットキャラクター着ぐるみ借用許可通知書（様式第2号）により、借用許可をしない場合は奥州市公式マスコットキャラクター着ぐるみ借用不許可通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の許可に当たり、必要に応じて条件を付することができる。

（遵守事項）

第5条 前条の規定により使用許可を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 着ぐるみを第三者に転貸しないこと。
- (2) 許可された内容のみで使用する。
- (3) 雨天時に屋外で使用しないこと。
- (4) 火気及び危険物の近くでの使用は行わないこと。
- (5) 前条第3項に基づく条件が付された場合は、これに従うこと。

（貸出方法）

第6条 着ぐるみを借り受ける者（以下「借受者」という。）は、指定された日時及び場所において着ぐるみを受け取り、使用後は速やかに指定の場所へ返却しなければならない。

- 2 借受者は、別紙1「着ぐるみ着用マニュアル」を遵守しなければならない。
- 3 返却の際は、借用中の使用状況が分かる写真等について、市長へ提出すること。
- 4 貸出に伴う経費については、すべて借受者が負担するものとする。
- 5 着ぐるみの貸出は、1回の貸出につき原則1体までとする。

（貸出期間）

第7条 貸出期間は、搬出入を含め7日以内とする。

（貸出料）

第8条 着ぐるみの貸出料は、無償とする。

（原状回復）

第9条 借受者は、着ぐるみを汚損した場合は、速やかに市長に報告したうえで、借受者の責任と負担により原状に復さなければならない。

（借用許可の取消し）

第10条 市長は、着ぐるみの使用がこの要領及び許可の内容に違反していると認めるとき又は不適当と認めたときは、当該着ぐるみの借用許可を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により借用許可を取り消したときは、奥州市公式マスコットキャラクター着ぐるみ借用許可取消通知書（様式第4号）により通知する。

3 第1項の規定により許可を取り消された者は、速やかに着ぐるみを返却しなければならない。

（責任の制限）

第11条 使用許可の取消し等により、借受者が被った損害及び第三者に与えた損害に対しては、市は一切その責任を負わないこととする。

（情報の公開）

第12条 市は、着ぐるみの使用について広く促進する観点から、着ぐるみの貸出状況等について、情報を公開するものとする。

（使用の推奨等）

第13条 この要領による借用許可は、貸出を行う対象や内容について市が推奨を行うものではない。

（その他）

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和8年10月7日から施行する。

■貸出品

- ① あたま
- ② からだ
- ③ 靴 (足)
- ③ 手袋
- ③ 「O」 (頭パーツ)



③を②に
IN!

袋はぜんぶで3つ!



①

②

③

手順1. 「O」をあたまにセット!

頭頂部 (おでこ) の穴に「O」を入れる。
内側のマジックテープでしっかり
固定しよう!



頭部内、ヘルメット手前に
留める場所があるよ!
使用後はマジックテープを
はがして「O」を取る。
無理矢理ひっぱらないでね!



排気ファンのスイッチ ON!
消し忘れに注意!!

手順2. からだ着用!

腕は肩まで上げず、二の腕の位置で固定。
足元は裾に付いている平ゴムで、
かかとを固定するよ!



着ぐるみ着用マニュアル

手順3. 靴をはく!

裾の平ゴムが外れないように
裾を釣りあげながら靴をはく。
内部のスリッパ部分に足を IN!



①
釣り上げる!

②
スリッパ部分に
IN!



手順4. あたまをかぶる!

あたまの中にあるヘルメットの顎ベルトは、
ゆるめた状態で被る。
頭にフィットするように被れたら、バックルを
止め、しっかり顎に固定されるようベルトの
長さを調節しよう!

破壊の恐れがあるので、
「O」と耳部分は持たないでね!

ベルトぎゅ〜っ!



もぞ
もぞ



！ 注意事項

濡れるのつらいピン

雨天時、屋外での使用は厳禁です。



終了後は、可能な限り陰干しをして、汗等を乾かしてから返却してください。



し～ん

静音ファン（電池式）を使用した際は、消し忘れないように注意してください。



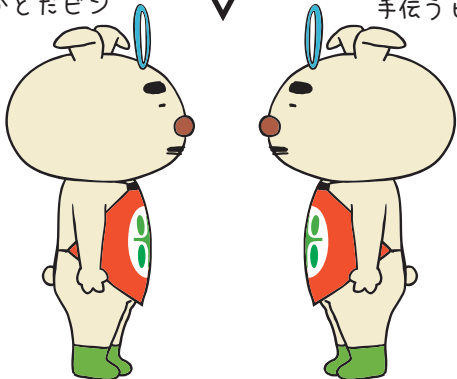
単独での脱着が難しく、視界が狭いため、必ず一人はアテンドスタッフをつけて使用してください。

扉など出入りを行う際は、高さや幅など、頭部がぶつからないようご注意ください。

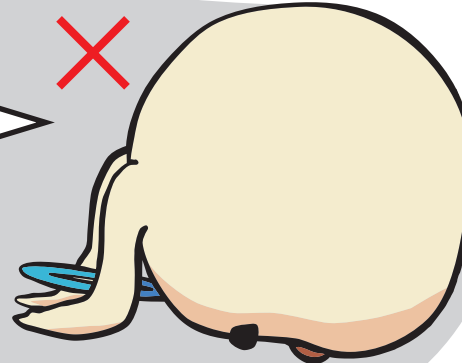
着ぐるみ着用の際は必ず、頭にタオルや手ぬぐいを巻き、長そで・長ズボン・靴下を着用してください。

ありがとだピン

手伝うピン



たろう頭部をテーブル等に置く際は、鼻が擦れるため、顔の面を下に向けないでください。



いたいピン

